資料5-4

厚生労働科学研究費補助金取扱規程等の主な改正内容について

厚生労働科学研究費補助金取扱規程

<改正内容>

事業実績報告書の提出期限の変更

補助事業者(研究者等)は、補助金の交付の決定を受けた研究事業が完了した場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金適正化法」という)第14条の規定による「事業実績報告書」を厚生労働大臣に提出することとなっている。

その提出期限については、補助金適正化法の円滑な運営を図るために設置された補助金等適正化中央連絡会議の決定において、「原則翌年度の4月10日」となっており、厚生労働科学研究費補助金の事業実績報告書についても、「翌年度の4月10日」までに厚生労働大臣に提出しなければならないこととしていた。今般、事業実績報告書の作成に係る研究機関の経理事務に相応の時間を要すること等を勘案し、平成21年度以降の当該補助金に係る事業実績報告書の提出期限については、「翌年度の5月31日」までと改正した。

厚生労働科学研究費補助金取扱細則

く改正内容>

厚生労働科学研究費補助金専用口座の解約の廃止

厚生労働科学研究費補助金を適正に使用したことを証する書類の管理として、事業を実施した年度内に当該補助金を管理する口座の解約した預金通帳を証拠書類として管理することとしていたが、平成21年度より、研究者及び研究機関側の利便性等を考慮し、口座の解約に代わり、当該年度の研究事業終了時の口座の残高証明書を証拠書類とすることととし、次年度においても、同一口座の使用を可能とした。

その他

学会参加に係る取扱いについて、交付の対象を拡充する等の改正を行った。